

甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための
医療機関システム改修支援事業費補助金交付要綱

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

子第 1 0 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（平成 29 年 5 月 30 日 健発 0530 第 12 号厚生労働省健康局長通知）に基づき、小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるマイナンバーカードを用いたオンライン資格確認のために医療機関が行うシステム改修に係る経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては甲府市補助金等交付規則（昭和 38 年 11 月 12 日規則第 50 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第 2 この補助金の対象は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定に基づく指定医療機関の指定を受けた甲府市内に所在地を有する病院、診療所及び薬局とする。ただし、デジタル庁が実施する「医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業」や、厚生労働省の他の補助事業（「公費負担医療制度関係手続電子化システム改修事業」、「難病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修等事業」等）により同一の改修のための補助を受けている医療機関等は対象外とする。

(補助基準額、補助対象経費及び補助率)

第 3 この補助金の補助基準額、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第 4 この補助金の交付額は、別表の 1 欄に掲げる区分に応じて、2 欄に掲げる補助基準額と 3 欄に掲げる補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額の少ない方を選定し、4 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに、次の各号に掲げる関係書類を添えて甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修支援事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金所要額調書（別紙様式 1）
- (2) 事業計画（変更）書（別紙様式 2）
- (3) 経費の積算根拠が分かる書類（見積書等）
- (4) その他、参考となる書類で市長が必要と認めたもの

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び

地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第 6 市長は、第 5 の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修支援事業費補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、必要と認めるときは、申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

3 市長は、第 5 第 2 項ただし書の規定により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第 7 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修支援事業費補助金変更承認申請書（第 3 号様式）に事業計画（変更）書（別紙様式 2）及び補助金所要額変更調書（別紙様式 3）を添えて市長に提出しなければならない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書（第 4 号様式）を提出し、甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修支援事業費補助金中止（廃止）承認通知書（第 5 号様式）による市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときには、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(5) この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。

(申請事項の変更)

第 8 第 7 第 1 号に規定する、市長の承認が不要となる軽微な変更とは、次に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 補助金額の増額を伴わず、かつ、事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助金額の増額を伴わず、補助対象経費（総事業費）を当初申請時の 20% 以内で増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札の結果等やむを得ない事由により補助金額を当初申請時の 20% の範囲内で減額する場合

(補助金の変更決定)

第 9 市長は、第 7 第 1 号の変更申請が適当と認めるときは、補助金の変更の決定を行い、甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修支援事業費補助金変更交付決定通知書（第 6 号様式）により申請者に通知するものとする。

(着手)

第 10 申請者は、原則として交付決定の通知を受けた後でなければ補助対象事業に着手してはならない。ただし、補助対象事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事由により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修支援事業費補助金交付決定前着手届（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 申請者は、補助対象事業が終了したとき、又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修支援事業費補助金実績報告書（第 8 号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算額調書（別紙様式 4）
- (2) 事業実績報告書（別紙様式 5）
- (3) 支出証拠書類（契約書、納品書、領収書の写し等）
- (4) 領収書内訳書（別紙様式 6）
- (5) システム改修事業者向け補助金申請チェックシート（別紙様式 7）
- (6) その他、参考となる書類で市長が必要と認めたもの

2 前項の規定による実績報告書の提出は、令和 7 年 3 月 21 日までに行うものとする。

3 申請者は、第 1 項の実績報告を行うにあたり補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12 市長は、第11の規定による実績報告書の提出があったときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修支援事業費補助金交付額通知書（第9号様式）により申請者に通知する。

（交付方法）

第13 補助金の交付は精算払とし、補助金額の確定後に交付する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14 補助金の交付を受けた者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、甲府市小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるオンライン資格確認のための医療機関システム改修支援事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第10号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。ただし、当該消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の報告があった場合で、既に補助金を支払っているときは、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（決定の取消）

第15 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りのほか不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を第3に定める経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容その他この要綱に違反したとき。

（その他）

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月18日から施行する。

別表（第3関係）

1 区分	2 補助基準額	3 補助対象経費	4 補助率
病院	1 医療機関あたり 300,000円	小児慢性特定疾病医療費助成制度に おけるオンライン資格確認のための 医療機関が行うシステム改修に必要 な需用費、役務費、委託料、使用料及 び賃借料、備品購入費	10分の10
診療所	1 医療機関あたり 60,000円		
薬局	1 医療機関あたり 60,000円		